

訪問リハビリテーション 料金表（要介護者）

H30.4.1改定

		項目	金額		算定単位	
			1割	2割		
介護保険適応分	要介護利用者	基本料金	訪問リハビリテーション費	306	612	1回につき
		加算料金	短期集中リハビリテーション実施加算	211	422	1日につき
			リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	243	486	1月につき
			リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	296	591	
			リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	338	676	
			リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	444	887	
			計画診療未実施加算	-22	-43	1回につき
			社会参加支援加算	18	36	1日につき
サービス提供体制強化加算	7	13	1回につき			

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

（要支援者）

		項目	金額		算定単位	
			1割	2割		
介護保険適応分	要支援利用者	基本料金	訪問リハビリテーション費	306	612	1回につき
		加算料金	短期集中リハビリテーション実施加算	211	422	1日につき
			リハビリテーションマネジメント加算	243	486	1月につき
			計画診療未実施加算	-22	-43	1回につき
			事業所評価加算	127	254	1月につき
			サービス提供体制強化加算	7	13	1回につき

※上記金額については1円未満の端数計算により誤差が生じます。

（自費負担分）

自費負担分	要介護者・要支援者	交通費	片道 5km未満	200	1日につき
			片道 5km以上10km未満	400	
			片道 10km以上5km毎	200	
			有料道路、有料駐車場を利用した場合	実費	

注1：通常の実施地域以外への居宅訪問は、交通費の自費が必要となります。

大津市 木戸学区、和邇学区、小野学区、葛川学区、伊香立学区、真野学区、真野北学区、堅田学区、仰木学区、仰木の里学区、仰木の里東学区、雄琴学区、日吉台学区、坂本学区、下阪本学区、唐崎学区

★加算（介護保険負担分）

	項目	内容
要介護利用者	訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金です。1回あたり20分以上の指導を行った場合に1週に6回を限度として算定されます。
	短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅰ）	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、他の指定居宅サービス事業者に対し日常生活上の留意点等の情報を伝達している場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅱ）	訪問リハビリテーション計画について理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が利用者又はその家族に説明し同意を得るとともに、説明した内容等について医師へ報告し、同意を得た日の属する月から起算して3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅲ）	訪問リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直している場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算（Ⅳ）	訪問リハビリテーション計画について医師が利用者又はその家族に説明し同意を得て、同意を得た日の属する月から起算して3月に1回以上、リハビリテーション会議を開催し、利用者の状態の変化に応じて訪問リハビリテーション計画を見直すとともに、訪問リハビリテーション計画等の内容に関するデータを訪問リハビリテーションの質の評価データ収集等事業に参加し、同事業で活用しているシステム（VISIT）を用いて厚生労働省に提出している場合に加算されます。
	計画診療未実施加算	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算されます。
	社会参加支援加算	当該訪問リハビリテーションの提供を評価対象期間において終了した者のうち指定通所介護、指定認知症対応型通所介護、通所事業その他社会参加に資する取組を実施した者の占める割合が5%を超えており、当該訪問リハビリテーション終了者の指定通所介護等の実施が、居宅訪問等をした日から起算して、3月以上継続する見込みがあり、かつ当該訪問リハビリテーション事業所の利用者の平均利用月数で除して得た数が25%以上の事業所に加算されます。
	サービス提供体制強化加算	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。
要支援利用者	訪問リハビリテーション費	訪問リハビリテーションを実施した場合の基本料金です。1回あたり20分以上の指導を行った場合に1週に6回を限度として算定されます。
	短期集中リハビリテーション実施加算	退院（所）日又は認定日から起算して3月以内の期間に医師の指示により、集中的なリハビリテーションを実施した場合に加算されます。
	リハビリテーションマネジメント加算	訪問リハビリテーション計画の進捗状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直し、また理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士が介護支援専門員を通じて、他の指定居宅サービス事業者に対し日常生活上の留意点等の情報を伝達している場合に加算されます。
	計画診療未実施加算	訪問リハビリテーションを実施するにあたり、事業所の医師がリハビリテーション計画の作成に係る診療を行わなかった場合に減算とされます。
	事業所評価加算	利用実人数が10人以上で、リハビリテーションマネジメント加算を算定しており、利用者の要支援状態の維持・改善において厚生労働省の定める基準（一定の成果を上げたもの）に適合する事業所に加算されます。
	サービス提供体制強化加算	サービスを提供する理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士の内、勤続年数3年以上の者が1名以上配置されている場合に加算されます。